

# 後期高齢者医療制度のご案内

## 後期高齢者医療の対象者

- 75歳以上の全員
- 一定の障がいがある65歳以上75歳未満の人で、群馬県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

■後期高齢者医療被保険者証が新しくなりました(平成30年度は「茶色」です)



新しい被保険者証を7月中旬ごろに、「うすいみどり色」の封筒で郵送いたしました。

新しい被保険者証の有効期間は本年8月1日から来年7月31日までの1年間です(短期証の人を除く)。

被保険者証が届いたら、記載されている住所、氏名、負担割合などを確認し、8月以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい被保険者証を提示してください。

## ■平成30年度の保険料率について

保険料率は次のとおり決定しました(所得割率、均等割額は平成29年度と同じです)。

所得割率	8・60%
均等割額	43,600円
保険料年間上限額	62万円

## ★保険料の計算方法(平成30年度)

$$\begin{aligned} & \text{年間保険料額} \\ & (\text{100円未満切捨て}) \\ & = \\ & \text{均等割額} \\ & (43,600円) \\ & + \\ & \text{所得割額} \\ & (\text{総所得金額等} \sim 33\text{万円}) \times 8 \cdot 60\% \end{aligned}$$

※4月以降途中加入の人は月割で計算します。

## ■平成30年度保険料軽減内容について

左の表の「軽減該当条件」にあたる人は、保険料が軽減されます。(平成29年度との変更箇所を□で囲んでいます。)

### 〈均等割額の軽減〉

軽減割合	軽減該当条件	軽減後均等割額
軽減割合	軽減該当条件 (被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が対象)	軽減後均等割額
9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下」の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)	4,300円
8・5割軽減	「基礎控除額(33万円)以下」の世帯	6,500円
5割軽減	「基礎控除額(33万円) + 27万5千円」×「世帯の被保険者数」以下」の世帯	21,800円
2割軽減	「基礎控除額(33万円) + 50万円」×「世帯の被保険者数」以下」の世帯	34,800円

### 〈被扶養者軽減〉

軽減割合	軽減該当条件	軽減後保険料額
軽減割合	軽減該当条件 (被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が対象)	軽減後保険料額
均等割額5割軽減	後期高齢者医療の被保険者資格取得日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった人	均等割額・・・ 13,000円
所得割額なし	※ただし、〈均等割額の軽減〉における9割軽減、8・5割軽減に該当する人は、軽減割合が大きい方が適用されます。	所得割額・・・ 0円